

福利厚生事務年間予定表

公立学校共済組合東京支部および東京都教育委員会が実施する事業の年間予定表です。実施時期を逃すと年度内は申込みできない事業もありますのでご注意ください。事業によっては、時期が変更になる場合があります。詳細は各所属にお送りする通知文や広報誌「かがやき」でお知らせいたします。

事業名	4月	5月	6月	7月	8月
組合員の資格手続等	任意継続組合員 および組合員の 資格取得等の手続			被扶養者要件確認の手続	
短期給付関連				【請求書受付】 毎月10日締切 【給付金支給】 毎月24日支給	
年金関係	定年退職者	定年退職時において、年金の受給権が発生しないため、引き続き再任用フルタイム勤務以外の方は、退職届書（年金待機者登録届書）を提出していただき、年金待機者として登録します。また、希望により60歳以降に繰上げて受給できる制度があります。定年退職予定者は必ずご出席ください。			年金請求等 手続説明会 (関係書類の配布)
	勸奨等 早期退職者	退職届書 (年金待機者 登録届書) 提出	登録完了後、 順次登録通知を発送		
貸付事業	毎月10日締切（土日祝の場合は、その前日）。なお、高額医療および出産貸付は、別日程です。 ※3月31日退職予定の方は、1月7日が最終受付となります。				

福利厚生の意義

福利厚生とは、給与などの職員の基本的な勤務条件以外に、文化的、経済的に生活の充実を図り、安心して公務に精勤できる環境をつくる施策や制度を指します。したがって、その内容は広範にわたりますが、各種の福利厚生事業を通じて職員の精神面、物質面の生活を豊かにし、おう盛な勤労意欲の活力源とすることを目的としています。

福利厚生事業は、かつては「低い賃金の補充」「社会保障の代替」「労働力の確保」といった目的でスタートし、多数を対象とした画一的なメニューが主でしたが、近年は個々人のニーズに対応したメニューの多様化が進んでいます。また、ライフ・ワーク・バランスを推進していく視点から、職務に専念できる環境を整えるため、育児・介護支援に資するメニューの提供も積極的に展開しています。



9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	組合員・被扶養者 現況表送付				任意継続 組合員加入 事前受付	任意継続 満了通知送付
(土日祝の場合はその直前の平日まで) (土日祝の場合はその直前の平日)					「医療費の お知らせ」送付	
			退職後の就職状況や繰上げ受給希望の有無により、提出書類・提出期限が異なります。			
「ねんきん定期便」の 送付（誕生月）						年金関係手続等 説明会 年度末の定年以外 退職者
年度途中の退職者「退職届書」(年金待機者登録届書) 随時受付						

